

多面的機能支払交付金の実施に関する基本方針(要綱基本方針)

1 活動の推進に関する基本的考え方

(1) 本県におけるこれまでの活動

本県では、平成19年度の農地・水・環境保全向上対策導入時から、経営所得安定対策等を総合的に推進するとともに、一定の方向性を持った施策となるよう、農家等への普及啓発、行政、団体との連携を行い、農地・水保全管理支払、品目横断的経営安定対策、米政策改革推進対策という一連の施策を連携し円滑な推進を図ってきた。

また、地域ぐるみの農地・農業用施設のきめ細やかな維持保全活動、生態系保全や景観形成などの農村環境向上活動、農業用施設の長寿命化を図る向上活動が全県的に取り組まれた。

これらの活動が地域の参画と協働を促した結果、農村コミュニティの向上や非農業者の参画など農村地域の活性化に貢献してきた。

(2) 本県農林水産行政における本交付金の位置づけ

特色を活かした活力ある地域づくりに向けて、地域資源の活用や環境の保全に地域ぐるみで取り組むことにより集落機能の維持を図ることとしており、当該交付金により、非農家を含めた地域ぐるみによる農業生産活動等を支援し、農地や水路・ため池などが有する多面的機能の発揮を促進することとしている。

また、農地は農業生産の基盤であり、その機能を最大限に発揮させるため、効率的・安定的な農業経営を行う担い手への集積・集約化を推進することとしているが、一方で農地畦畔の草刈りや道水路等の管理作業に係る負担は農地集積・集約化の阻害要因となっており、地域ぐるみの農業生産活動はこれを解決するものであることから、当該交付金は、農地利用の最適化や担い手の育成・確保等の農業の構造改革を後押しする施策であるとも位置づけている。

(3) 活動の推進方向

このことを踏まえ、引き続き活力ある地域農業の維持・発展に資するため、農業を強化する産業施策と車の両輪となる地域施策である多面的機能支払交付金を活用し、地域共同による農地・農業用水等の資源や農村環境の維持・保全や多面的機能の増進、農地周りの水路等施設の長寿命化の活動を支援する。

これらの活動と併せて、地域の特色を活かした活力ある地域づくりに向け、地域資源の活用や環境の保全に地域ぐるみで取り組むことにより集落機能の維持を図る。

また、担い手の育成・確保のため、「人・農地プラン」の作成(実質化)や農地中間管理事業に取り組むよう集落に助言・指導することにより、集落営農など担い手への農地利用の集積・集約化を後押しする。

なお、都市近郊など農振農用地区域外においても多面的機能維持の観点から必要な農用地についても支援することとする。

一方、中山間地域を中心に人材不足による草刈作業等が大きな負担となっている共同活動や事務作業の負担等が活動継続の大きな課題となっており、地域の特性に応じた活動組織の広域化や草刈り対策を推進し、人材確保や活動の合理化等に取り組み、持続可能な保全活動体制づくりを推進する。

2 農地維持支払交付金に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

ア 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領（以下実施要領という。）別記1-2の「国が定める活動指針及び活動要件」に示す活動項目に加え、地域の多様な実態を踏まえた活動が可能となるよう、下記ウに示す活動項目を追加・設定する。

イ 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

① 地域資源の基礎的保全活動

実施要領別記1-2の第2の1の(1)から(3)と同じとする。

② 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

実施要領別記1-2の第2の1の(4)と同じとする。

ウ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

① 地域資源の基礎的保全活動

区分	活動項目の追加
活動区分	研修
活動項目	101 地域内での話し合い
活動内容	・地域資源の適切な保全管理に向けて、地域の活動の質的・量的な充実・向上を図り、地域資源保全管理構想の作成・見直しを行うため、今後の集落の農業（営農）について、話し合いを行うこと。
活動要件	毎年度、実施する
区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	9 水路附帯施設の保守管理
活動内容	<input type="checkbox"/> 配水操作 ・地域の配水計画に基づいた配水操作を行うこと。
活動要件	—
区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	ため池
活動項目	15 ため池附帯施設の保守管理
活動内容	<input type="checkbox"/> 配水操作 ・地域の配水計画に基づいた配水操作を行うこと。
活動要件	—

② 地域資源の適切な保全管理のための推進活動
特になし。

エ 農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件

兵庫県の農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 交付単価

ア 基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下、「要綱」という。）（別紙1）の第6の2のうち、(2)加算単価の小規模集落加算については適用しないものとする。

イ 農地維持支払交付金の基本単価

地目	国の 10 アール当たりの交付単価	県の 10 アール当たりの交付単価	市町の 10 アール当たりの交付単価	国の交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の 10 アール当たりの交付単価
田	1,500円	750円	750円	3,000円
畑	1,000円	500円	500円	2,000円
草地	125円	62.5円	62.5円	250円

ウ 実施期間中の対象農用地の地目変更

事業計画に定める活動期間中に対象農用地の地目を変更する場合、当該対象農用地に係る加算単価については、地目の変更があった時点の当該活動期間中に限り、変更前の地目の単価を適用するものとする。

(3) 交付金の算定の対象とする農用地

要綱（別紙1）第3で定める農業振興地域の農用地区域内の農用地及び地方公共団体が多面的機能の発揮の観点から特に認める農用地とする。

地方公共団体が多面的機能の発揮の観点から特に認める農用地

- ① 生産緑地法（昭和49年6月1日法律第68号）に基づく生産緑地地区内の農用地
- ② 県若しくは市町の条例、契約、計画若しくは法律等（以下条例等という。）に基づき農業の多面的機能（平成13年11月1日付日本学術会議答申「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」が示すものをいう。以下同じ。）の全部若しくは一部の維持・発揮のための活動が行われる農用地又はため池等と一体的に保全を図る必要がある農用地（参考1）
- ③ 農業の多面的機能の全部又は一部の維持・発揮のための活動が農振農用地区域内の農用地と一体的に行われる農用地

(4) その他必要な事項

特になし。

3 資源向上支払交付金(地域資源の質的向上のための共同活動)に関する事項

(1) 地域活動指針の策定、同指針に基づき定める要件の設定

ア 地域活動指針策定における基本的考え方

実施要領別記1-2の「国が定める活動指針及び活動要件」に示す活動項目に加え、地域の多様な実態を踏まえた活動が可能となるよう、下記ウに示す活動項目を追加・設定する。

イ 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

① 施設の軽微な補修

実施要領別記1-2の第2の2の(1)から(3)と同じとする。

② 農村環境保全活動

実施要領別記1-2の第2の2の(4)と同じとする。

③ 多面的機能の増進を図る活動

実施要領別記1-2の第2の2の(5)と同じとする。

ウ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

① 施設の軽微な補修

区 分	活動内容の追加
活動区分	機能診断
対象施設等	水路（開水路・頭首工・パイプライン）
活動項目	25 水路の機能診断
活動内容	「施設の機能診断」 ・活動計画書に位置づけたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置づけた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（はらみの発生状況、目地部分の劣化状況、表面の劣化状況、沈下状況、側壁背面の侵食状況、藻等の発生状況、調整施設の遮光施設の状況、法面の侵食の発生状況、土砂や障害物の堆積状況、破損箇所 の把握等）を行うこと。
活動要件	—
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	30 農用地の軽微な補修等
活動内容	進入路の補修 ・進入機能が低下している進入路の補修等を行うこと。
活動要件	—

② 農村環境保全活動

区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
テーマ	資源循環
活動項目	50 地域資源の活用・資源循環活動
活動内容	「太陽光発電施設の適正管理」 ・地域内にある農地やため池等の農業用施設を活用した太陽光発電施設について、継続的に発電が可能となるような適正な維持管理を行うこと。又は、新たに発電施設を設置し、維持管理すること。又は、太陽光発電の導入に向けた実験活動を行うこと。
活動要件	・発電施設の維持管理を対象組織が実施している。 ・発電による収益が、全て本制度の対象となる活動経費に充てられている。
区 分	活動内容の追加

活動区分	実践活動
テーマ	資源循環
活動項目	50 地域資源の活用・資源循環活動
活動内容	「有機性物質のたい肥化」 ・遊休農地の解消や農地周りの活動の強化の活動の一環として発生した伐採木等のチップ化や肥料化を図ること。 「ため池の栄養塩放流」 ・農業者・地域住民・漁業者等が連携してため池のかいぼりを行うことにより、ため池の底泥に堆積した栄養塩を放流し、豊かな海づくりとなる活動を行うこと。
活動要件	－

③ 多面的機能の増進を図る活動

区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
活動項目	53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化
活動内容	・鳥獣被害防止のための対策施設の設置や管理、鳥獣緩衝帯の整備・保全管理、農地周りの藪等の伐採、農地や共同活動対象の農道・水路等への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動を行うこと。
活動要件	－
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
活動項目	59 地域資源を活用した都市農村交流(県、市町が特に認める活動)
活動内容	・農地や水路・ため池等の地域資源を活用して、都市住民が参画した農村環境保全活動や農業体験を通じた交流活動等、農村と都市住民との連携を強化する活動を行うこと。
活動要件	・毎年、年1回以上、都市農村交流の活動を実施すること。

エ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件

兵庫県の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上のための共同活動）に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙2のとおりとする。

オ 水田貯留機能強化計画の策定について

市町長において、対象組織が資源向上活動における水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動を実施する場合は、県知事と協議の上、次に掲げる事項を踏まえ、水田貯留機能強化計画を策定するものとする。

- ① 基本的な考え方にあたっては、流出抑制対象(当該市町外も可)に対して「推進区域」を設定する。
- ② 流出抑制対象区域における河川流域に対して一定程度の割合以上の水田で雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を実施するよう計画するものとする。
- ③ 過去の豪雨等による浸水・湛水区域に対し流出抑制が図られるよう推進区域を設定することが望ましい。
- ④ 流域面積が小さく、また流域に占める水田面積が大きい小河川・排水路に対して推進区域を設定すると効果的である。
- ⑤ 市町等で地域総合治水推進計画に水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）が位置づけられている場合はこれらと整合を図る。

また、対象組織は、市町の策定する水田貯留機能強化計画に基づき、水田の雨水貯留機能強化に係る実施面積、年度別計画および位置図を活動計画書に記載するものとする。

(2) 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上のための共同活動）の交付単価

ア 基本的考え方

要綱（別紙2）第6の2の（1）のとおり支援する。

なお、資源向上活動（共同活動）を5年間以上実施した農用地及び資源向上活動（施設の長寿命化のための活動）の対象農用地については、基本単価に0.75を乗じて得た額を交付単価とする。

イ 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上のための共同活動）の基本単価

適用	地目	国の10アール当たりの交付単価	県の10アール当たりの交付単価	市町の10アール当たりの交付単価	国の交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たりの交付単価
基本単価	田	1,200円	600円	600円	2,400円
	畑	720円	360円	360円	1,440円
	草地	120円	60円	60円	240円
継続地区及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の対象農用地の交付単価	田	900円	450円	450円	1,800円
	畑	540円	270円	270円	1,080円
	草地	90円	45円	45円	180円

ウ 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上のための共同活動）の多面的機能の増進を図る活動に取り組めない場合の交付単価

適用	地目	国の10アール当たりの交付単価	県の10アール当たりの交付単価	市町の10アール当たりの交付単価	国の交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たりの交付単価
基本単価	田	1,000円	500円	500円	2,000円
	畑	600円	300円	300円	1,200円
	草地	100円	50円	50円	200円
継続地区及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の対象農用地の交付単価	田	750円	375円	375円	1,500円
	畑	450円	225円	225円	900円
	草地	75円	37.5円	37.5円	150円

エ 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上のための共同活動）の加算単価

a 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

適用	地目	国の10アール当たりの交付単価	県の10アール当たりの交付単価	市町の10アール当たりの交付単価	国の交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たりの交付単価
基本単価	田	200円	100円	100円	400円
	畑	120円	60円	60円	240円
	草地	20円	10円	10円	40円

継続地区及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)の対象農用地の交付単価	田	150円	75円	75円	300円
	畑	90円	45円	45円	180円
	草地	15円	7.5円	7.5円	30円

※「多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援」の取り扱いは、要綱（別紙2）第6の2の（1）のウのaのとおりとする。

b 農村協働力の深化に向けた活動への支援

上記 a の単価に更に加算できる交付単価を示す。

適用	地目	国の10アール当たりの交付単価	県の10アール当たりの交付単価	市町の10アール当たりの交付単価	国の交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たりの交付単価
基本単価	田	200円	100円	100円	400円
	畑	120円	60円	60円	240円
	草地	20円	10円	10円	40円
継続地区及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)の対象農用地の交付単価	田	150円	75円	75円	300円
	畑	90円	45円	45円	180円
	草地	15円	7.5円	7.5円	30円

※「農村協働力の深化に向けた活動への支援」の取り扱いは、要綱（別紙2）第6の2の（1）のウのbのとおりとする。

c 水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援

適用	地目	国の10アール当たりの交付単価	県の10アール当たりの交付単価	市町の10アール当たりの交付単価	国の交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たりの交付単価
基本単価	田	200円	100円	100円	400円
継続地区及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)の対象農用地の交付単価	田	150円	75円	75円	300円

※「水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援」の取り扱いは、要綱（別紙2）第6の2の（1）のウのcのとおりとする。

d 組織の広域化・体制強化

適用	国の1組織当たりの交付単価	県の1組織当たりの交付単価	市町の1組織当たりの交付単価	国の交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の1組織当たりの交付単価
①中山間地域等条件不利地域以外の地域 3集落以上かつ100ha以上、200ha未満	20,000円	10,000円	10,000円	40,000円
②中山間地域等条件不利地域 3集落以上又は50ha以上、200ha未満	20,000円	10,000円	10,000円	40,000円
200ha以上1,000ha未満又は 特定非営利法人	40,000円	20,000円	20,000円	80,000円
1,000ha以上	80,000円	40,000円	40,000円	160,000円

※「組織の広域化・体制強化支援」の取扱いは、要綱（別紙2）第6の2の（3）による他、広域協定の取扱いは、本方針5の広域協定の規模によることとする。

（3）交付金の算定の対象とする農用地

要綱（別紙2）第3で定める農業振興地域の農用地区域内の農用地及び地方公共団体が多面的機能の発揮の観点から特に認める農用地とする。

地方公共団体が多面的機能の発揮の観点から特に認める農用地

- ① 生産緑地法（昭和49年6月1日法律第68号）に基づく生産緑地地区内の農用地
- ② 県若しくは市町の条例、契約、計画若しくは法律等（以下条例等という。）に基づき農業の多面的機能（平成13年11月1日付日本学術会議答申「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」が示すものをいう。以下同じ。）の全部若しくは一部の維持・発揮のための活動が行われる農用地又はため池等と一体的に保全を図る必要がある農用地（参考1）
- ③ 農業の多面的機能の全部又は一部の維持・発揮のための活動が農振農用地区域内の農用地と一体的に行われる農用地

（4）その他必要な事項

特になし。

4 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)に関する事項

(1) 地域活動指針に基づき定める対象施設・対象活動等

ア 基本的考え方

実施要領別記1-2に定める施設の長寿命化のための活動の対象施設・対象活動に関する「国が定める活動指針及び活動要件」に示す活動項目に加え、地域の多様な実態を踏まえた活動が可能となるよう、下記ウに示す担い手の育成・確保、経営発展と集落が管理する水路・農道等の施設の長寿命化を目的として、対象組織が地域の将来の営農状況や整備状況を見据えて計画的に実施する補修又は更新を活動対象とする。

農道に係る活動については、整備後の農道を更新の活動の対象とする。整備後の農道は、土地改良設計基準「農道」を参考とし、全幅2.5m以上の農道とする。

ため池の補修・更新等については、兵庫県ため池の保全等に関する条例(平成27年4月1日施行、兵庫県条例第18号)に基づき、適正に実施するものとする。

農地に係る施設についても、地域の合意により事業計画に位置づけた場合、当該施設の補修、更新等を対象活動とする。

なお、農地に係る施設については、集落が管理する水路、農道等の施設の長寿命化のための活動を行った上で、交付金の範囲の中で対象とすることができるものとする。

イ 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

① 工事1件あたり2百万円以上の活動を実施する要件

a 内容について都道府県知事と協議を求める場合の要件

工事費が1件当たり200万円以上の対象施設について、その緊急度等を踏まえ、農業農村整備事業管理計画の優先順位を見直しても予算規模等から5年以内の事業化が困難な場合及び適用可能な事業がない場合に限り、県と市町が協議のうえ、500万円未満の工事实施を認める。

b 都道府県又は推進組織が行う技術的指導の内容

県は市町の「長寿命化整備計画」認定にあたり、要件の合致、必要性、工法選定、工事計画等について、審査及び技術的指導を実施する。

現場条件の変更など計画変更時にも必要に応じて審査及び技術的指導を実施する。なお、計画内容が既存施設の単純更新の場合は、対象外とする。

c その他必要な事項

長寿命化工法を原則とし、更新する場合は長寿命化工法よりも経済的な場合のみ認めるものとし、財産処分制限年数を経過しない間に、各種開発事業(農業農村整備事業含む)の実施が見込まれる施設は、原則対象外とする。

ウ 地域の状況に応じて追加する農地に係る施設や対象活動

区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
施設区分	水路(開水路・頭首工・パイプライン)
活動項目	61 水路の補修
活動内容	② 附帯施設 <input type="checkbox"/> バルブの補修 ・バルブの破損や老朽化した箇所等の補修等の対策を行うこと。 <input type="checkbox"/> 取水施設の補修 ・頭首工等取水施設の破損箇所や老朽化した箇所等の補修等の対策を行うこと。 ・土砂や障害物の堆積により取水機能に支障が生じている場合、

	<p>取水機能を回復する適切な対策を行うこと。</p> <p><input type="checkbox"/>除塵施設の補修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクリーン・除塵機の破損や老朽化した箇所等の補修等の対策を行うこと。 <p><input type="checkbox"/>水路法面の補修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水路法面が浸食や土砂崩壊などが生じている場合、当該箇所の状況に応じた工法による補修や補強の対策を行うこと。 <p><input type="checkbox"/>水路の浚渫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂や障害物等の堆積、植物の繁茂などにより通水機能に支障が生じており、清掃や泥上げなど日常の管理だけでは解消が困難な場合、機械等を用いて浚渫や土砂撤去などの対策を行うこと。
活動要件	—
区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
施設区分	水路
活動項目	62 水路の更新等
活動内容	<p>②附帯施設</p> <p><input type="checkbox"/>バルブの更新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化等により機能に支障が生じているバルブについて、更新による対策を行うこと。 <p><input type="checkbox"/>取水施設の更新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化等により取水に支障が生じている頭首工等について、更新による対策を行うこと。 <p><input type="checkbox"/>蓋の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂・落葉・雪等の水路内への流入により、水路を閉塞し水路法面の破損や水路本体に影響を与える箇所に新たな蓋を設置することにより対策を行うこと。 <p><input type="checkbox"/>水路法面の補強</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法面浸食や土砂崩壊などが生じている場合、当該箇所の状況に応じた工法による補強の対策を行うこと。 ・法面の雑草管理が作業人員の減少等により管理が困難で、地域農業の継続において支障となっている場合、「カバープランツ」を設置すること。
活動要件	—
区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
施設区分	農道
活動項目	63 農道の補修等
活動内容	<p>①農道本体</p> <p><input type="checkbox"/>「舗装の打換え」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農道の維持管理等に支障が生じ、路面の凹凸、輪だち等により車両の安全通行に著しく支障が生じている場合、路床の安定処理や路床置換等の現場状況に応じた工法により対策を行うこと。 <p><input type="checkbox"/>橋梁の床版、高欄、舗装箇所等の補修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通行上、支障をきたすことのないよう、床版、舗装箇所等の補修による対策を行うこと。また、安全対策のため、高欄の補修対策を行うこと。 ・鋼橋などの塗装が剥げ落ちるなど劣化が生じ、腐食が進むことが想定される場合に、再塗装等の補修を行うこと。 <p>②附帯施設</p> <p><input type="checkbox"/>安全施設の補修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業用通行の事故防止や一般車両抑制等、農道の長寿命化に資する注意看板や転落防止柵等簡易な安全施設に老朽化や破損が

	生じている場合、補修等の対策を行うこと。
活動要件	—
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
施設区分	農道
活動項目	64 農道の更新等
活動内容	<p>全幅 2.5m以上の農道を対象とする。</p> <p>①農道本体</p> <p><input type="checkbox"/>橋梁の床版、高欄、舗装箇所等の更新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化等により通行に支障が生じている場合、床版、舗装箇所等の更新による対策を行うこと。また、安全対策のため、高欄の更新を行うこと。 <p><input type="checkbox"/>農道法面の補強</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法面浸食や土砂崩壊などが生じている場合、当該箇所の状況に応じた工法による補強の対策を行うこと。 ・法面の雑草管理が作業人員の減少等により管理が困難で、地域農業の継続において支障となっている場合、「カバープランツ」を設置すること。 <p>②附帯施設</p> <p><input type="checkbox"/>安全施設の設置、更新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業用通行の事故防止や一般車両抑制等、農道の長寿命化に資する注意看板の設置や転落防止柵等簡易な安全施設の設置、更新を行うこと。
活動要件	—
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
施設区分	ため池
活動項目	65 ため池の補修
活動内容	<p>①ため池本体</p> <p><input type="checkbox"/>洗堀箇所の補修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ため池において、堤体が洗掘されている場合、当該箇所の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。 <p><input type="checkbox"/>漏水箇所の補修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ため池において、老朽化等による堤体からの漏水等がみられた場合、当該箇所の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。 <p>②附帯施設</p> <p><input type="checkbox"/>管理用道路の補修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理用道路に浸食や土砂崩壊などが生じている場合、当該箇所の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。
活動要件	—
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
施設区分	ため池
活動項目	66 ため池（附帯施設）の更新等
活動内容	<p>①ため池本体</p> <p><input type="checkbox"/>堆積土砂の浚渫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・池底の土砂堆積により、貯水機能又は底樋の機能に支障が生じている場合、堆積土砂の浚渫を行うこと。 <p><input type="checkbox"/>ため池法面の補強</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法面浸食や土砂崩壊などが生じている場合、当該箇所の状況に応じた工法による補強の対策を行うこと。

	<ul style="list-style-type: none"> ・法面の雑草管理が作業人員の減少等により管理が困難で、地域農業の継続において支障となっている場合、ため池の安全性に留意した上で「カバープランツ」を設置すること。 <p>②附帯施設</p> <p><input type="checkbox"/>安全施設の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ため池への転落防止や危険区域内への立入り防止等のために、新たに安全施設を設置することによる対策を行うこと。 ・ため池の後法面などの長大法面で、転落・転倒など危険性から草刈りなどの日常管理に支障が生じている場合、安全対策として管理用小段等を設置すること。 <p><input type="checkbox"/>管理用通路の舗装・側溝の設置・更新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路面の未舗装や側溝の未整備等により、ため池の維持管理等に支障が生じている場合、路面の舗装や側溝の設置・更新等による対策を行うこと。
活動要件	—
区分	活動項目の追加
活動区分	実践活動
施設区分	農用地
活動項目	171 農用地の補修
活動内容	<p><input type="checkbox"/>進入路の補修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進入路が機械等の通行に支障が出ている場合、地域の合意に基づいて、進入路の機能回復の補修等を行うこと。 <p><input type="checkbox"/>一筆排水樹の補修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一筆排水樹が老朽化等により排水機能に支障が出ている場合、地域の合意に基づいて、補修等の対策を行うこと。 <p><input type="checkbox"/>給水栓の補修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一筆給水栓が老朽化等により取水機能に支障が出ている場合、地域の合意に基づいて、補修等の対策を行うこと。 <p><input type="checkbox"/>鳥獣害防護柵の補修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣害防護柵が老朽化等により防護機能に支障が出ている場合、地域の合意に基づいて、補修等の対策を行うこと。 <p><input type="checkbox"/>法面管理用小段の補修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法面管理用小段に浸食や破損などが生じている場合、地域の合意に基づいて、当該箇所状況に応じた工法による補修等を行うこと。 <p><input type="checkbox"/>農用地法面の補修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農用地法面に侵食が発見された場合、地域の合意に基づいて、補修・補強等の対策を行うこと。
活動要件	—
区分	活動項目の追加
活動区分	実践活動
施設区分	農用地
活動項目	172 農用地の更新等
活動内容	<p><input type="checkbox"/>進入路の更新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進入路が機械等の通行に支障が出ている場合、地域の合意に基づいて、進入路の更新等の対策を行うこと。 <p><input type="checkbox"/>暗渠排水の設置、更新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の著しい排水不良や湧水により、農作業環境と作物の生育環境が不良となった場合、地域の合意に基づいて、暗渠排水・湧水処理施設を設置・更新することにより対策を行うこと。ただし、暗渠排水を実施する場合は、田畑輪換を行う農地を対象とすること。 <p><input type="checkbox"/>一筆排水樹の設置、更新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一筆排水樹が老朽化等により取水機能に支障が出ている場合又

	<p>は、地域の合意に基づいて、新たに水田貯留を実施する場合、更新等の対策を行うこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 給水栓の設置、更新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一筆給水栓が老朽化等により取水機能に支障が出ている場合、地域の合意に基づいて、更新等の対策を行うこと。 <p><input type="checkbox"/> 鳥獣害防護柵の設置、更新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農作物への被害がある場合、地域の合意に基づいて、若しくは鳥獣害防護柵が老朽化等により防護機能に支障が出ている場合、更新等の対策を行うこと。 <p><input type="checkbox"/> 法面管理用小段の設置、更新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・草刈りなどの日常管理に支障が出ている場合、地域の合意に基づいて、管理用小段の設置・更新を行なうこと。 <p><input type="checkbox"/> 遊休農地の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊休農地が雑草や雑木の繁茂、病虫害発生、景観への悪影響等により、周辺環境に被害を及ぼす場合、地域の合意に基づいて、遊休農地の多様な活用を図るため、樹木の伐採や耕耘等必要な対策を行うこと。 <p><input type="checkbox"/> 畦畔の除去</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊休農地の発生を抑制するため、地域の合意に基づいて、畦畔の除去により簡易な基盤整備を行うこと。 <p><input type="checkbox"/> 生態系保全施設の設置、更新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農村環境に配慮するため、地域の合意に基づいて、ビオトープ・水田魚道等の生態系保全施設を設置すること。 <p><input type="checkbox"/> 農用地法面の補強</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法面浸食や土砂崩壊などが生じている場合、地域の合意に基づいて、当該箇所の状況に応じた工法による補強の対策を行うこと。 ・法面の雑草管理が作業人員の減少等により管理が困難で、地域農業の継続において支障となっている場合、地域の合意に基づいて「カバープランツ」を設置すること。
活動要件	—

エ 対象施設・対象活動に関する指針

兵庫県の資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の対象施設・対象活動に関する指針は、別紙3のとおりとする。

(2) 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の交付単価

ア 基本的考え方

単価の考え方は、要綱（別紙2）第6の2の（2）の単価を上限として、予算の範囲内で支援を行うものとし、本方針5の広域協定の規模に示す広域活動組織の認定を受けていない活動組織、かつ直営施工を実施しない場合には、当該単価に5/6を乗じた単価とする。

また、本方針5の広域協定の規模に示す広域活動組織の認定を受けていない活動組織の交付額は、上記単価に対象農用地面積を乗じて得た金額又は保全管理する区域内に存在する集落数に200万円を乗じて得た額のいずれか小さい額とする。

適用	地目	国の10アール当たりの交付単価	県の10アール当たりの交付単価	市町の10アール当たりの交付単価	国の交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たりの交付単価
基本単価(上限単価)	田	2,200円	1,100円	1,100円	4,400円
	畑	1,000円	500円	500円	2,000円
	草地	200円	100円	100円	400円
基本単価(上限単価) (広域活動組織の認定を受けていない活動組織で直営施工を実施しない活動組織)	田	1,833円	916.5円	916.5円	3,666円
	畑	833円	416.5円	416.5円	1,666円
	草地	166円	83.5円	83.5円	333円

※表中の単価は上限額であり、予算の範囲内で単価は市町の判断により定めることができる。単価が上限額未満の場合は、国の助成単価は当該単価の1/2以下、県の助成単価は1/4以下とする。また、単価が上限額未満の場合、上限額の範囲まで市町が単独費用を追加することができる。

(3) 交付金の算定の対象とする農用地

要綱（別紙2）第3で定める農業振興地域の農用地区域内の農用地及び地方公共団体が多面的機能の発揮の観点から特に認める農用地とする。

地方公共団体が多面的機能の発揮の観点から特に認める農用地

- ① 生産緑地法（昭和49年6月1日法律第68号）に基づく生産緑地地区内の農用地
- ② 県若しくは市町の条例、契約、計画若しくは法律等（以下条例等という。）に基づき農業の多面的機能（平成13年11月1日付日本学術会議答申「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」が示すものをいう。以下同じ。）の全部若しくは一部の維持・発揮のための活動が行われる農用地又はため池等と一体的に保全を図る必要がある農用地（参考1）
- ③ 農業の多面的機能の全部又は一部の維持・発揮のための活動が農振農用地区域内の農用地と一体的に行われる農用地

(4) その他必要な事項

特になし。

5 広域協定の規模

中山間地域等条件不利地域を除く地域においては、広域協定の対象とする区域が昭和 25 年 2 月 1 日時点の市区町村区域程度又は 100ha 以上の規模、かつ広域協定に参加する集落が 3 集落以上を有していれば、広域活動組織を設立することができる。

中山間地域等条件不利地域においては、広域協定の対象とする区域が 50ha 以上の規模又は、広域協定に参加する集落が 3 集落以上を有していれば、広域活動組織を設立することができる。

「中山間地域等条件不利地域」とは、次に掲げるア～カのいずれかに該当する地域とする。

- ア 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第 2 条第 4 項の規定に基づき公示された特定農山村地域
- イ 山村振興法第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村
- ウ 過疎地域自立促進特別措置法第 2 条第 2 項に基づき公示された過疎地域
- エ 離島振興法第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
- オ 半島振興法第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
- カ 農林統計に用いる地域区分において中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域

6 地域の推進体制

(1) 基本的な考え方

県庁・県民局及び県民センター（土地改良事務所・センター、農林（水産）振興事務所、農業改良普及センター）・市町・関係団体が連携のもと、本交付金の推進と共に「集落営農を目指す組織」への誘導や人・農地プラン（地域農業マスタープラン）の作成・見直し、農地中間管理事業の活用による担い手への農地の集積・集約化、地域資源の適切な保安全管理のための地域資源保安全管理構想の作成等を一体的に推進し、地域農業の持続的な発展を目指す（参考 2）。

特に人・農地プランの策定については、持続可能な力強い農業の実現に向けて取り組むべき喫緊の課題であることから、市町毎に設置される地域農業再生協議会との連携を図る。

(2) 兵庫県多面的機能発揮推進協議会

ア 推進協議会の役割

推進協議会は、主として対象組織を対象とした指導・助言や県及び市町が個別に行うよりも推進協議会が一括して行うことにより効率化が図られる事業制度の普及等、県及び市町の事業推進を支援する組織として位置づける。

イ 推進協議会の体制（参考 3）

多面的機能発揮促進事業の効果的な推進を図るため、県・市町・兵庫県土地改良事業団体連合会・兵庫県農業協同組合中央会が参画し、多様な知見を活かすことのできる推進体制とする。

ウ 推進協議会における各団体の役割

推進協議会内における各団体の役割は以下のとおり。

② 兵庫県の役割

多面的機能発揮促進事業の推進に向けて、推進協議会が行うべき事業について、県内の状況を踏まえた企画や意見等を総会や幹事会で提案する等、総合的な観点から推進協議会の運営に関与する。

② 市町の役割

多面的機能発揮促進事業の推進に向けて、推進協議会が行うべき事業について、自ら

の状況を踏まえた企画や意見等を総会や幹事会で提案する等、現場の視点から推進協議会の運営に關与する。

③ 土地改良事業団体連合会の役割

土地改良事業団体連合会は、推進協議会の業務を執行する事務局を運営するとともに、推進協議会の事務を受託して実施する。

④ 兵庫県農業協同組合中央会の役割

兵庫県農業協同組合中央会は、JAグループ兵庫を代表する機関として、農業経営や担い手育成等に関する知見を活かして、推進協議会の業務への協力を行う。

(3) 関係団体の事務分担（参考4）

ア 兵庫県

- ① 農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する基本方針（法基本方針）の策定
- ② 兵庫県の多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）の策定
- ③ 本交付金の実施状況の点検・対象組織の活動の評価を行う第三者委員会の設置・運営
- ④ 市町、推進協議会への交付金の交付
- ⑤ 推進、指導
- ⑥ その他必要となる事務

イ 市町（別紙4：市町一覧）

- ① 農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する促進計画の策定
- ② 管内の対象組織との事業計画の認定又は広域活動組織の広域協定の審査・認定
- ③ 毎年度、対象組織の多面的機能支払交付金による活動の実施状況の確認
- ④ 対象組織から提出された申請書等を審査するとともに、対象組織の代表者に交付金の交付額等を通知し、交付金の交付を行う。
- ⑤ 対象組織が資源向上活動における水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動を実施する場合の水田貯留機能計画の策定
- ⑥ 推進、指導
- ⑦ その他必要となる事務

ウ 推進協議会

- ① 県の事業推進に関する支援
- ② 市町の事業推進に関する支援
- ③ その他必要となる支援

(4) 市町等への推進交付金の交付の方法（参考5）

管内市町及び推進協議会への推進交付金については、国から県に交付を受けた額のうち、それぞれの推進事業の実施に必要な経費を兵庫県多面的機能支払推進交付金交付要綱に従い、県から市町及び推進協議会に交付するものとする。

(5) その他必要な事項

特になし

7 その他

(1) 平成26年度までに実施した多面的機能支払交付金等に係る役割分担

要綱の附則9で定める平成26年度までに交付された交付金に係る報告および証拠書類の保管等については、市町が交付金に係る報告をする者および証拠書類の保管等をする者とする。

附則 (令和元年6月21日付け農整第1416号)

- 1 本要綱基本方針は、令和元年6月21日から施行する。
- 2 令和元年度の事業計画認定は平成31年4月1日に遡り、本要綱基本方針を適用する。

附則 (令和2年6月1日付け農整第1227号)

- 1 本要綱基本方針は、令和2年6月1日から施行する。
- 2 令和2年度の事業計画認定は令和2年4月1日に遡り、本要綱基本方針を適用する。

附則 (令和3年 月 日付け農整第 号)

- 1 本要綱基本方針は、令和3年 月 日から施行する。
- 2 令和3年度の事業計画認定は令和3年4月1日に遡り、本要綱基本方針を適用する。

【添付資料】

(参考1) 地方公共団体が多面的機能の発揮の観点から特に認める農用地の具体例

(参考2) 関係団体の事務分担表

(参考3) 兵庫県における多面的機能支払推進体制

(参考4) 実施体制図

(参考5) 兵庫県における推進協議会執行体制

(別紙1) 兵庫県地域活動指針及び同指針に基づく要件 (農地維持活動)

(別紙2) 兵庫県地域活動指針及び同指針に基づく要件

(資源向上活動 (地域資源の質的向上のための共同活動))

(別紙3) 兵庫県地域活動指針及び同指針に基づく要件

(資源向上活動 (施設の長寿命化のための活動))

(別紙4) 市町一覧

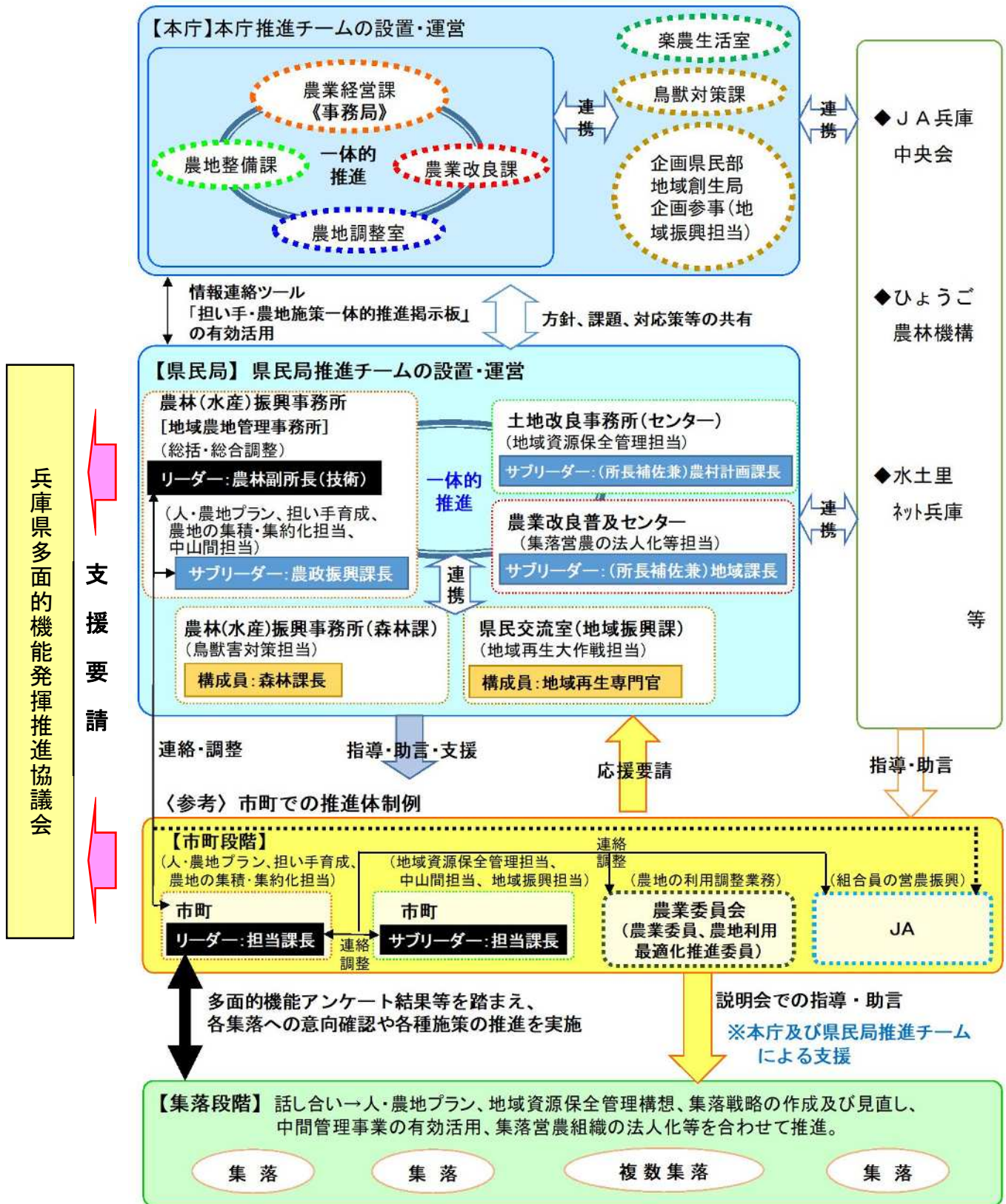
地方公共団体が多面的機能発揮の観点から特に認める農用地の具体例

1 基本方針 2 (3) ②、3 (3) ②、4 (3) ②の具体例

- ・ 総合治水条例に基づく地域総合治水推進計画により雨水貯留に取り組む水田やため池の受益農地
- ・ 兵庫県ため池整備構想に基づくため池協議会活動を行うため池の受益農地
- ・ 緑豊かな地域環境の形成に関する条例（緑条例）に基づく環境形成地域の第 3 号区域（田園環境）内の農用地
- ・ 景観の形成等に関する条例（景観条例）に基づく景観形成地区の内、景観形成等の基本方針に農村景観や田園風景の形成が謳われている地区内の農用地
- ・ 都市計画法に基づき市町が作成する都市計画マスタープランにおいて、農地の保全が位置づけられた地域内の農用地

など

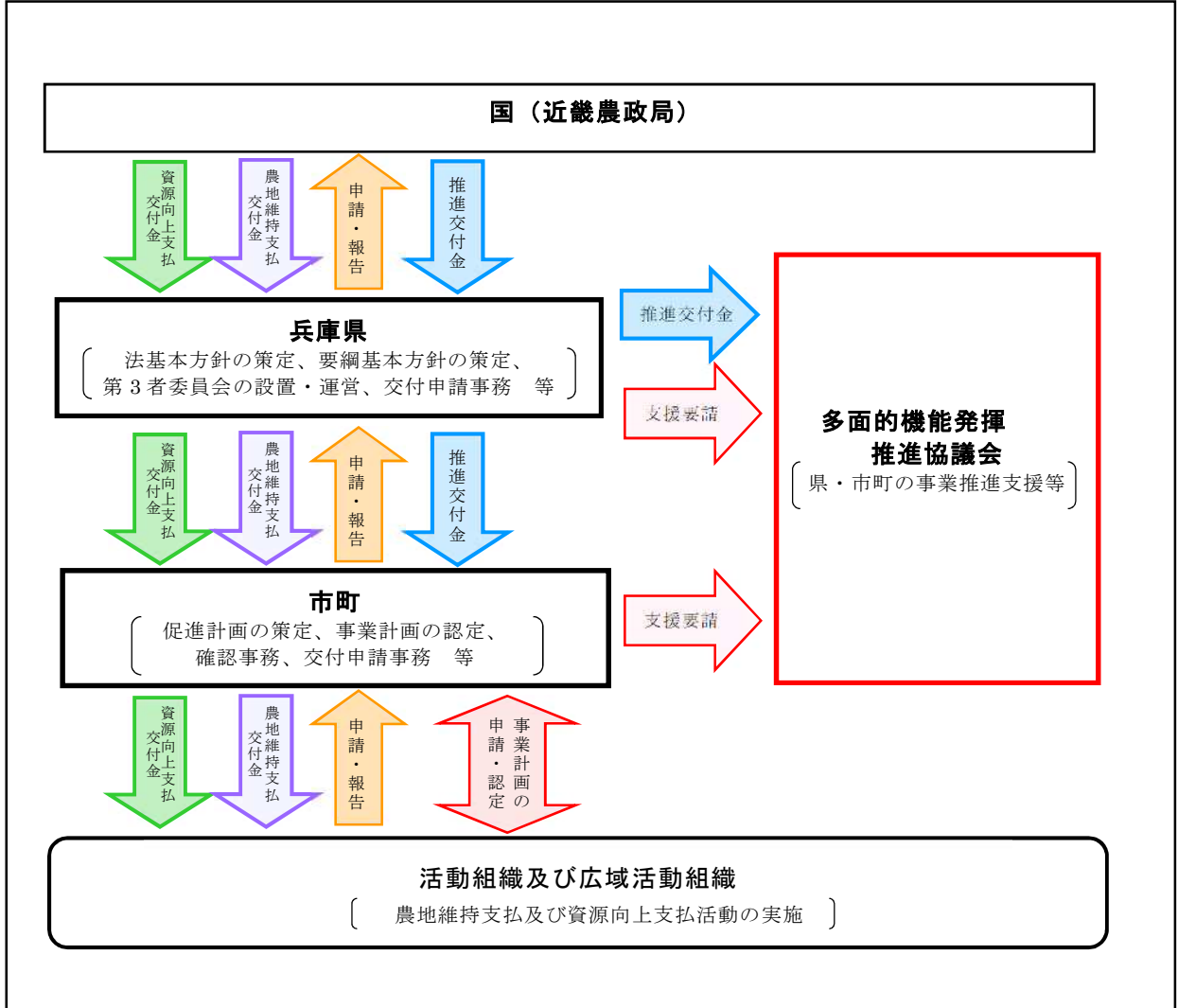
兵庫県における多面的機能支払推進体制



関係団体の事務分担表

事業内容	実施主体			備考
	兵庫県	関係市町	推進協議会	
多面的機能支払交付金				
多面的機能支払推進交付金				
1. 法基本方針の策定	○			
2. 促進計画の策定		○		
3. 第三者委員会の設置、運営	○			
4. 要綱基本方針の策定	○			
5. (1) 事業計画の指導、審査		○		
(2) 事業計画の認定		○		
6. (1) 広域協定の指導、審査		○		
(2) 広域協定の認定		○		
7. (1) 実施状況確認		○		
(2) 実施状況報告		○		
8. 推進・指導				
(1) 活動組織等への説明会（事業制度等）	○	○	○	
(2) 活動に関する指導、助言	○	○	○	
① 研修会（補修技術、書類作成、パソコン・ソ フトの使い方、組織運営、安全管理等）				
② ひょうご水土里のふるさとフォーラム の開催				
③ みどり豊かなふるさと大賞（優良地区 表彰）				
(3) 推進に関する手引き等の作成 （啓発資料・質疑応答集・新聞・ホームページ 優良事例集・通達集の作成等）	○	○	○	
(4) 活動組織を支援する組織への支援			○	
9. (1) 交付申請書等の審査		○		
(2) 通知、交付		○		
10. その他推進事業の実施に必要な事項				
(1) 各種調査研究、データ整理等	○	○	○	
(2) その他必要な事項	○	○	○	

実施体制図



(別紙 1)

兵庫県 地域活動指針及び同指針に基づく要件
(農地維持活動)

第 1 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件

(1) 地域資源の基礎的な保全活動

活動区分		活動項目	活動要件
点検・ 計画策定	点検	1 点検	活動計画書に位置づけた農用地及び水路等の施設について、遊休農地の発生状況等の把握、泥の堆積状況等の点検を毎年度実施する。
	計画策定	2 年度活動計画の策定	点検結果を踏まえて、実践活動に関する年度計画を毎年度策定する。
研修		3 事務・組織運営等に関する研修、 機械の安全使用に関する研修	事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修について、5年間に各1回以上実施する。
		101 地域内での話合い	地域資源保全管理構想策定に向けた話合いを毎年度1回以上実施する。
実践活動	農用地	4 遊休農地発生防止のための保全管理	活動計画書に位置づけた農用地及び水路等の施設について、遊休農地発生防止のための保全管理、畦畔・法面・防風林の草刈り等を毎年度実施する。 ただし、下線部の活動については、点検結果に基づき、必要となる活動項目を実施する。
		5 畦畔・法面・防風林の草刈り	
		6 鳥獣害防護柵等の保守管理	
	水路	7 水路の草刈り	
		8 水路の泥上げ	
		9 水路附帯施設の保守管理	
	農道	10 農道の草刈り	
		11 農道側溝の泥上げ	
		12 路面の維持	
	ため池	13 ため池の草刈り	
14 ため池の泥上げ			
15 ため池附帯施設の保守管理			
共通	16 異常気象時の対応		

(2) 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

活動区分	活動項目	活動要件
地域資源の適切な保全管理のための推進活動	17 農業者（入り作農家、土地持ち非農家を含む）による検討会の開催	該当する活動項目を1以上選択し、毎年度実施する。
	18 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査	
	19 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査	
	20 地域住民等（集落外の住民・組織等も含む）との意見交換・ワークショップ・交流会の開催	
	21 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査	
	22 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会の開催	
	23 その他（地域の実情に応じて対象組織が具体的に設定）	

第2 活動の説明

1 農地維持活動

(1) 地域資源の基礎的な保全活動

1) 点検・計画策定

ア 点検

①点検

【農用地に関する活動内容】

□遊休農地等の発生状況の把握

- ・活動計画書に位置づけたすべての農用地について、遊休農地等の発生状況を把握すること。

【水路（開水路・頭首工・パイプライン）に関する活動内容】

□施設の点検

- ・活動計画書に位置づけたすべての水路について、泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）を確認すること。
- ・活動計画書に位置づけたすべてのパイプラインについて、ポンプ吸水槽等の泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）を確認すること。
- ・かんがい期前に通水試験を実施し、通水状況を把握すること。

【農道に関する活動内容】

□施設の点検

- ・活動計画書に位置づけたすべての農道について、路面の凹凸の状況、側溝の泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）を確認すること。

【ため池（管理道路含む）に関する活動内容】

□施設の点検

- ・活動計画書に位置づけたすべてのため池について、泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）、管理道路の状況（側溝のゴミの投棄状況含む）を確認すること。
- ・ため池の水抜きを行い、ゲート等のため池附帯施設の点検を行うこと。

イ 計画策定

2年度活動計画の策定

- ・点検・機能診断結果も踏まえて、実践活動の当該年度の活動計画を策定すること。

2) 研修

3事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修

次の2つの研修について、5年間に各1回以上実施する。2つを合わせて実施することも可能とする。

- ・活動の円滑な実施が図られるように、活動に関する事務（書類作成、申請手続き等）や組織の運営に関する研修を行うこと。
- ・共同活動で使用する機械又は使用頻度が高い機械（刈払機など）について、安全使用に関する研修会、講習会等を開催する又はそれに参加すること。

101地域内での話し合い

- ・地域資源の適切な保全管理に向けて、地域の取組の質的・量的な充実・向上を図り、地域資源保全管理構想の作成・見直しを行うため、今後の集落の農業（営農）について、話し合いを行うこと。

3) 実践活動

ア 農用地に関する活動内容

4遊休農地発生防止のための保全管理

- ・農用地の草刈り等や害虫駆除を適正に行い、耕作可能な状態に農用地を保全管理すること。なお、既遊休農地については、活動期間内に遊休農地を解消すること。

5畦畔・法面・防風林の草刈り

□畦畔・農用地法面等の草刈り

- ・ほ場内の作業性の確保、病虫害発生低減等のために、活動計画書に位置づけた畦畔・農用地法面やその周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産への障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

□防風林の枝払い・下草の草刈り

- ・ほ場隣接の防風林やその周辺部の枝払い、草刈り又は除草等の作業により、適正な管理を行うこと。この際には、枝払いや草刈り又は除草活動後の草等を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

6 鳥獣害防護柵等の保守管理

□ 鳥獣害防護柵の適正管理

- ・ 鳥獣被害防止のための防護柵の下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。

□ 防風ネットの適正管理

- ・ 防風ネットの下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。

イ 水路（開水路・頭首工・パイプライン）に関する活動内容

7 水路の草刈り

□ 水路の草刈り

- ・ 通水機能の維持、病虫害発生低減等のために、活動計画書に位置づけた水路やその周辺部の草刈り又は除草を行い、通水機能等に障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

□ ポンプ場、調整施設等の草刈り

- ・ 活動計画書に位置づけたポンプ場、調整施設、営農飲雑用水施設等のパイプライン附帯施設やその周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産等への障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

8 水路の泥上げ

□ 水路の泥上げ

- ・ 活動計画書に位置づけた水路の泥上げを実施し、通水機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

□ ポンプ吸水槽等の泥上げ

- ・ 点検の結果、必要となる場合には、活動計画書に位置づけたポンプ吸水槽等の泥上げを実施し、施設機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。又はその場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

9 水路附帯施設の保守管理

□ かんがい期前の注油

- ・ 活動計画書に位置づけた制水弁等への注油により、施設機能に障害が生じないようにすること。

ゲート類等の保守管理

- ・腐食等により劣化しやすいゲート、水門、除塵機等の開水路附帯施設の長寿命化に資するため、非かんがい期の屋内保管・冬期間の防寒対策、塗料や被覆資材の再塗布、管理運転等のきめ細やかな保全管理を行うこと。

遮光施設の適正管理

- ・アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の簡易補修等の対策を行う等適正な管理を行うこと。

配水操作

- ・地域の配水計画に基づいた配水操作を行うこと。

ウ 農道に関する活動内容

10 農道の草刈り

- ・活動計画書に位置づけた農道の路肩・法面やその周辺部の草刈り、除草又は枝払いを行い、通行及び農業生産に障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

11 農道側溝の泥上げ

- ・活動計画書に位置づけた農道側溝の泥上げを実施し、通水機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

12 路面の維持

路面の維持

- ・活動計画書に位置づけた農道への砂利の補充を行う等、通行の障害となる程度の路面の凹凸をなくすようにすること。

エ ため池に関する活動内容

13 ため池の草刈り

- ・活動計画書に位置づけたため池やその周辺部の草刈り又は除草を行い、ため池の機能等に障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、ため池の機能及び農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

14 ため池の泥上げ

- ・活動計画書に位置づけたため池の泥上げを実施し、ため池の貯水機能に障害が生

じないようにすること。この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

15 ため池附帯施設の保守管理

かんがい期前の施設の清掃・防塵

- ・活動計画書に位置づけたため池の施設について、清掃、除塵等の保守活動を行い、ため池の貯水及び配水等機能に障害が生じないようにすること。

管理道路の管理

- ・活動計画書に位置づけたため池の管理道路を補修（草刈り、側溝の泥上げ、通行の障害となる程度の路面の凹凸の解消等）し、管理道路としての機能に障害が生じないようにすること。

遮光施設の適正管理

- ・アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷を防止するために設置している遮光施設の簡易補修等の対策を行う等適正な管理を行うこと。

ゲート類の保守管理

- ・腐食等により劣化しやすいゲート類等のため池附帯施設の長寿命化に資するため、非かんがい期の屋内保管・冬期間の防寒対策、又は、塗料や被覆資材の再塗布等のきめ細やかな保全管理を行うこと。

配水操作

- ・地域の配水計画に基づいた配水操作を行うこと。

オ 共通

16 異常気象時の対応

異常気象後の見回り

- ・洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、農用地（畦畔、排水口、法面等）、水路、地上部のパイプライン附帯施設（ポンプ場、調整施設等）、農道、ため池及び附帯施設の見回りを行い、状況を把握すること。

異常気象後の応急措置

- ・異常気象後の見回りの結果、農用地に障害が生じるような状況である場合、又は水路、農道及びため池に土砂や雑木等がみられたり、施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。

(2) 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

構造変化に対応した保全管理の目標に基づいた以下の活動を行うこと。

17 農業者（入り作農家、土地持ち非農家を含む）による検討会の開催

18 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査

19 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査

- 20 地域住民等（集落外の住民・組織等も含む）との意見交換・ワークショップ
・交流会の開催
- 21 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査
- 22 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会の開催
- 23 その他（地域の実情に応じて対象組織が具体的に設定）

(別紙2)

兵庫県 地域活動指針及び同指針に基づく要件
(資源向上活動(地域資源の質的向上を図る共同活動))

第1 資源向上活動(地域資源の質的向上を図る共同活動) 施設の軽微な補修

1 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件

(1) 施設の軽微な補修

活動区分		活動項目	活動要件
機能診断・ 計画策定	機能診断	24 農用地の機能診断	活動計画書に位置づけた農用地及び水路等の施設について、施設の機能診断、診断結果の記録管理を毎年度実施する。
		25 水路の機能診断	
		26 農道の機能診断	
	27 ため池の機能診断		
	計画策定	28 年度活動計画の策定	機能診断結果を踏まえて、実践活動に関する年度計画を毎年度策定する。
研修		29 機能診断・補修技術等に関する研修	機能診断・補修技術等に関する研修について、活動期間内に1回以上実施する。
実践活動	農用地	30 農用地の軽微な補修等	活動計画書に位置づけた農用地及び水路等の施設について、農用地の軽微な補修等、必要な活動項目を毎年度実施する。
	水路	31 水路の軽微な補修等	
	農道	32 農道の軽微な補修等	
	ため池	33 ため池の軽微な補修等	

2 活動の説明

(1) 施設の軽微な補修

1) 機能診断・計画策定

ア 機能診断

【農用地に関する活動内容】

24 農用地の機能診断

□施設の機能診断

- ・活動計画書に位置づけたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置づけた予防保全活動を適期に実施できるように畦畔、農用地法面、鳥獣害防護柵、防風ネット等の状況確認を行うこと。

□診断結果の記録管理

- ・状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

【水路(開水路、頭首工、パイプライン)に関する活動内容】

25 水路の機能診断

□施設の機能診断

- ・活動計画書に位置づけたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置づけた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（はらみの発生状況、目地部分の劣化状況、表面の劣化状況、沈下状況、側壁背面の侵食状況、藻等の発生状況、調整施設の遮光施設の状況、法面の侵食の発生状況、土砂や障害物の堆積状況、破損箇所の把握等）を行うこと。
- ・活動計画書に位置づけたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置づけた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（給水栓ボックスの基礎部の状況、破損箇所の把握、調整施設の遮光施設の状況等）を行うこと。

□診断結果の記録管理

- ・状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

【農道に関する活動内容】

26 農道の機能診断

□施設の機能診断

- ・活動計画書に位置づけたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置づけた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（側溝の目地部分の劣化状況、側溝の劣化状況、側溝背面の劣化状況、路肩・法面の侵食状況、破損箇所の把握等）を行うこと。

□診断結果の記録管理

- ・状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

【ため池（管理道路含む）に関する活動内容】

27 ため池の機能診断

□施設の機能診断

- ・活動計画書に位置づけたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置づけた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（遮水シートの劣化状況、目地部分の劣化状況、コンクリート構造物の表面劣化状況、堤体部の侵食状況、遮光施設の状況、破損箇所の把握等）を行うこと。

□診断結果の記録管理

- ・状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

イ 計画策定

28 年度活動計画の策定

- ・機能診断結果も踏まえて、実践活動の当該年度の活動計画を策定すること。

2) 研修（機能診断・補修技術等の研修）

29 機能診断・補修技術等に関する研修

- 対象組織による自主的な機能診断及び簡単な補修に関する研修

- ・対象組織による自主的な機能診断及び簡単な補修が行えるように、技術研修の実施等の対象組織の技術向上対策を行うこと。
- 老朽化が進む施設の長寿命化のための補修、更新等に関する研修
 - ・対象組織による施設の長寿命化を図るための補修、更新等が行えるように、技術研修の実施等の対象組織の技術向上対策を行うこと。
- 農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する新たな施設の設置等に関する研修
 - ・対象組織による農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する新たな施設の設置等が行えるように、技術研修の実施等の対象組織の技術向上対策を行うこと。

3) 実践活動

ア 農用地に関する活動内容

30 農用地の軽微な補修等

① 畦畔・農用地法面等

畦畔の再構築

- ・形状の劣化、沈下、破損等がみられる畦畔（土、コンクリート問わず）の幅や高さ等の形状回復等の対策を行うこと。

農用地法面の初期補修

- ・降雨による影響等で農用地法面に侵食が発見された場合、補修、補強等の対策を行うこと。

② 施設

進入路の補修

- ・進入機能が低下している進入路の補修等の対策を行うこと。

暗渠施設の清掃

- ・暗渠施設への高圧水による清掃等を実施し、機能の回復等の対策を行うこと。

農用地の除れき

- ・生産性の確保による遊休農地発生の防止のために、石れき等の除去を行うこと。

鳥獣害防護柵の補修・設置

- ・鳥獣被害防止のための防護柵の補修や設置等を行うこと。

防風ネットの補修・設置

- ・防風ネットの補修を行うこと。又は新たに防風ネットを設置すること。

きめ細やかな雑草対策

- ・畦畔又は農用地法面の形状確保や雑草繁茂・病虫害発生の抑制のために、「カバープランツ又はハーブの植栽・管理」、「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

イ 水路に関する活動内容

31 水路の軽微な補修等

①水路

水路側壁のはらみ修正

- ・ 柵渠等により整備された水路の側壁部にはらみが発見された場合、はらみ修正等の対策を行うこと。

目地詰め

- ・ U字溝等のコンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。

表面劣化に対するコーティング等

- ・ コンクリート構造物等の表面が劣化していた場合、表面部へのコーティング剤の塗布等の対策を行うこと。

不同沈下に対する早期対応

- ・ 水路敷きが一部不同沈下していた場合、当該部分の補修等の対策を行うこと。

側壁の裏込材の充填、水路耕畔の補修

- ・ 柵渠等の水路側壁の背面に土壌侵食による空洞等が発見された場合、当該部分への裏込め材の充填、水路耕畔を補強する等の対策を行うこと。

水路に付着した藻等の除去

- ・ 除塵機の破損や通水障害を解消するため、除塵機や水路内に繁茂した藻や水生植物を除去する等の対策を行うこと。

水路法面の初期補修

- ・ 法面に侵食や漏水が発見された場合、補修・補強等の対策を行うこと。

破損施設の補修

- ・ 破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

きめ細やかな雑草対策

- ・ 水路法面の形状確保や雑草繁茂・病虫害発生抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。

なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

パイプラインの破損施設の補修

- ・ 破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

パイプ内の清掃

- ・ パイプライン及び排泥工等の附帯施設内に堆積した土砂やゴミ等を除去するために、高圧水による除去活動等の対策を行うこと。

②附帯施設

給水栓ボックス基礎部の補強

- ・特に洗掘を受けやすい給水栓ボックス付近の洗掘が判明した場合、補修等の対策を行うこと。

破損施設の補修

- ・破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

給水栓に対する凍結防止対策

- ・特に冬期間を中心とした低温期及び夜間の低温を原因とするパイプ等の破裂防止のために給水栓ボックスに保温材を投入するなどの保温対策を行うこと。

空気弁等への腐食防止剤の塗布等

- ・空気弁、バルブ、制御施設等のパイプライン附帯施設の機能を継続的に発揮させるために、腐食防止剤の塗布、清掃等のきめ細やかな保全管理を行うこと。

遮光施設の補修等

- ・アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の補修や設置を行うこと。

ウ 農道に関する活動内容

32 農道の軽微な補修等

① 農道

路肩、法面の初期補修

- ・降雨による影響等で路肩・法面に侵食が発見された場合、補修、補強等の対策を行うこと。

軌道等の運搬施設の維持補修

- ・軌道等の運搬施設に劣化等による障害が発生している場合、維持、補修等の対策を行うこと。

破損施設の補修

- ・破損箇所や老朽化した箇所の補修、簡易な補強等の対策を行うこと。

きめ細やかな雑草対策

- ・路肩又は法面の形状確保や雑草繁茂・病虫害発生の抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

② 附帯施設

側溝の目地詰め

- ・U字溝などのコンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。

側溝の不同沈下への早期対応

- ・側溝が一部不同沈下していた場合、当該部分の補修等の対策を行うこと。

側溝の裏込材の充填

- ・側溝側壁の背面で土壌侵食による空洞等が発見された場合、当該部分に裏込め

材の充填等の対策を行うこと。

□破損施設の補修

- ・破損箇所や老朽化した箇所の補修、簡易な補強等の対策を行うこと。

エ ため池に関する活動内容

33 ため池の軽微な補修等

①堤体

□遮水シートの補修

- ・遮水シートに破損がみられた場合、部分的に補修する等の対策を行うこと。

□コンクリート構造物の目地詰め

- ・コンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。

□コンクリート構造物の表面劣化への対応

- ・コンクリート構造物等の表面に劣化が発見された場合、表面部にコーティング剤を塗布する等の対策を行うこと。

□堤体侵食の早期補修

- ・堤体の表面に侵食がみられた場合、補修等の対策を行うこと。

□破損施設の補修

- ・破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□きめ細やかな雑草対策

- ・ため池法面の形状確保や雑草繁茂・病虫害発生抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

②附帯施設

□破損施設の補修

- ・破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□遮光施設の補修等

- ・アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の補修や設置を行うこと。

第2 資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動） 農村環境保全活動

1 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件

	活動区分	活動項目	活動要件
	テーマ		
計画 策定	生態系保全	34 生物多様性保全計画の策定	選択したテーマについて、基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画を毎年度策定する。
	水質保全	35 水質保全計画、農地保全計画の策定	
	景観形成・生活環境保全	36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定	
	水田貯留機能増進・地下水かん養	37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定	
	資源循環	38 資源循環計画の策定	
実践 活動	生態系保全	39 生物の生息状況の把握	選択したテーマに基づき、生態系保全を図るため、生物の生息状況の把握等の活動項目を毎年度1つ以上実施する。
		40 外来種の駆除	
		41 その他（生態系保全）	
	水質保全	42 水質モニタリングの実施・記録管理	選択したテーマに基づき、水質保全を図るため、水質モニタリングの実施・記録管理等の活動項目を毎年度1つ以上実施する。
		43 畑からの土砂流出対策	
		44 その他（水質保全）	
	景観形成・生活環境保全	45 植栽等の景観形成活動	選択したテーマに基づき、景観形成・生活環境保全を図るため、植栽等の景観形成活動等の活動項目を毎年度1つ以上実施する。
		46 施設等の定期的な巡回点検・清掃	
		47 その他（景観形成・生活環境保全）	
	水田貯留機能増進・地下水かん養	48 水田の貯留機能向上活動	選択したテーマに基づき、水田貯留機能増進・地下水かん養を図るため、水田の貯留機能向上活動等の活動項目を毎年度1つ以上実施する。
		49 水田の地下水かん養機能向上活動・水源かん養林の保全	
	資源循環	50 地域資源の活用・資源循環活動	選択したテーマに基づき、資源循環を図るため、地域資源の活用・資源循環活動を毎年度実施する。

啓発・普及	51 啓発・普及活動	選択したテーマに基づき、地域住民等の理解を深めるための啓発・普及活動を毎年度実施する。
-------	------------	---

2 活動の説明

(2) 農村環境保全活動

1) 計画策定

ア 生態系保全

34 生物多様性保全計画の策定

- ・地域における生物多様性保全に向けて、基本方針、保全する生物、保全方法、活動内容等を示した計画を策定すること。

イ 水質保全

35 水質保全計画、農地保全計画の策定

水質保全計画の策定

- ・地域における水質保全に向けて、基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画を策定すること。

農地の保全に係る計画の策定

- ・地域における農地からの濁水や土砂流出の防止に向けて、基本方針、活動内容等を示した計画を策定すること。

ウ 景観形成・生活環境保全

36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定

- ・地域における景観形成・生活環境保全に向けて、基本方針、目標達成方法、活動内容等を示した計画を策定すること。

エ 水田貯留機能増進・地下水かん養

37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定

水田貯留機能増進に係る地域計画の策定

- ・地域における水田等を利用した水田貯留機能増進に向けて、基本方針、活動内容等を示した計画を策定すること。

地下水かん養に係る地域計画の策定

- ・地域における水田等を利用した地下水かん養に向けて、基本方針、活動内容等を示した計画を策定すること。

オ 資源循環

38 資源循環計画の策定

- ・地域における資源循環のために、基本方針、循環する資源、循環方法、活動内容

等を示した計画を策定すること。

2) 実践活動

ア 生態系保全

39 生物の生息状況の把握

- ・地域における生物多様性保全を推進するために、保全する生物を中心とした生物等の調査を行うこと。地域に生息生育する生物、又は保全する生物の分布図を地域情報が把握できる地形図を活用して作成すること。
- ・地域において保全する生物の動向を把握するために、モニタリング調査を行うとともに、その記録管理を行うこと。

40 外来種の駆除

- ・地域における生物多様性保全のため、外来の魚類等の生物を駆除する活動を行うこと。

41 その他（生態系保全）

□生物多様性保全に配慮した施設の適正管理

- ・地域において保全する生物（主に魚類）の生息環境を創出するワンドの設置、石積み・多孔コンクリートによる護岸等を行った水路や多自然型に復元した水路等について、ゴミの除去等により適正な維持管理を行うこと。又は新たに魚巢ブロック等を設置し、適正な維持管理を行うこと。
- ・地域における魚類の生息環境を改善する魚道や段差解消等を行った水路等について、ゴミの除去等により適正な維持管理を行うこと。又は、新たに魚道等を設置し、適正な維持管理を行うこと。
- ・地域における魚類等の生息環境を改善するために、水路への堰板の設置等を通じて、流速、水深の管理を行うこと。又は、保全池等の水位管理を行うこと。
- ・動物等の生息環境改善のために、植栽等によって確保した連続性のある緑地帯や動物等が道路や水路を横断しやすくするような施設について、適正な維持管理を行うこと。又は、新たに道路や水路を横断しやすくするような施設を設置し、適正な維持管理を行うこと。

□水田を活用した生息環境の提供

- ・遊休農地等をビオトープとして位置づけるとともに、畦畔の維持や水管理等による適正な維持管理を行うこと。
- ・鳥類の餌場、ねぐらの確保又は両生類や昆虫類の産卵等のために、作物の収穫後の水田を湛水状態にする活動を行うこと。
- ・渡り鳥への保護活動として、遊休農地等を利用して鳥の餌となる植物の栽培等を行うこと。
- ・魚類、両生類等の生息場、待避場を確保するため、ほ場内に小水路等を設置し、適正な維持管理を行うこと。

□生物の生活史を考慮した適正管理

- ・地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、当該生物の生活史に配慮した草刈りを行うこと。なお、その際は水路等内の刈草等とともに捕獲された生物を水路等に戻すこと。
- ・地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、当該生物の生活史に配慮した水路の泥上げを行うこと。なお、その際は土砂とともにすくい上げられた生物を水路等に戻すこと。
- ・地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、農用地から林地等までを移動範囲とする生物のネットワークを考慮して、農用地・林地等の適正な維持管理を行うこと。

□放流・植栽を通じた在来生物の育成

- ・生物多様性保全の観点から、地域内に以前から生息していたが、近年減少していると感じられる生物について、放流・植栽したり、生息環境を継続的に確保するための適正な維持管理を行うこと。
- ・水路法面や畦畔等に植栽する場合、通常地域内に生息しない植物を植栽するのではなく、通常地域内に生息する在来植物を植栽するとともに、定期的な草刈り等による適正な維持管理を行うこと。
- ・基礎活動としてため池の水抜きを行った後、外来種以外の魚類等の生息が確認された場合に、元のため池に戻すか、連続性のある同一水系のため池や河川等に移植すること。
- ・デコイ（鳥の模型）や遮光壁の設置・管理や鳴き声を発生させる等の、鳥類の呼び寄せに寄与する活動を行うこと。
- ・鳥類の生息環境の改善のために、巣箱を設置・管理すること。

□希少種の監視

- ・地域における生物多様性保全のために、水路、ため池等に希少種が生息・生育する場合、乱獲等を防ぐための定期的な監視を行うこと。

イ 水質保全

42 水質モニタリングの実施・記録管理

- ・水質の動向を把握するために、水質モニタリング調査を行うとともに、その記録管理を行うこと。

43 畑からの土砂流出対策

□排水路沿いの林地帯等の適正管理

- ・水質保全に向けて、畑からの濁水等の流出抑制を図るために排水路沿いに設置した林地帯等について、下草刈り等による適正な維持管理を行うこと。又は、新たに林地帯等の設置を行い、適正な維持管理を行うこと。

□沈砂池の適正管理

- ・水質保全に向けて、土砂堆積機能の効果的発揮や浮遊物の流出防止を図るため、沈砂池や土砂溜樹の泥上げやその施設への植栽を行い、適正な管理を行うこと。又は、新たに沈砂池の設置を行い、適正な維持管理を行うこと。

□ 土壌流出防止のためのグリーンベルト等の適正管理

- ・ 水質保全に向けて、農用地からの土壌流出を抑制するために設置したグリーンベルト（緑地帯）等（畦畔、木柵等含む）について、適正な維持管理を行うこと。又は、新たにグリーンベルト（緑地帯）等（畦畔、木柵等含む）を設置し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。
- ・ 水質保全に向けて、作物収穫後に通常裸地期間となる場合、土壌流出を抑制するために営農目的以外で流出防止対策（マルチ、敷きわら、植物の植栽等）を行い、適正な維持管理を行うこと。

44 □ その他（水質保全）

□ 水質保全を考慮した施設の適正管理

- ・ 水質保全のために、排水路やため池内に植栽したヨシ等の植物について、適正な時期に刈り取りを行い、排水路やため池外に搬出し処分する等の適正な維持管理を行うこと。又は、新たにヨシ等を植栽し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。
- ・ 水質保全のために、排水路やため池内に設置した木炭等の接触材を利用した浄化施設等の水質改善施設について、接触材を定期的に更新する等の適正な維持管理を行うこと。又は、新たに水質改善施設を設置し、適正な維持管理を行うこと。
- ・ 水質保全のために、排水路に設置した浄化池について、泥上げ、清掃等の適正な維持管理を行うこと。又は、新たに浄化池を設置して適正な維持管理を行うこと。

□ 水田からの排水（濁水）管理

- ・ 水田からの濁水流出防止を図るために、濁水がほ場内に滞留して浮遊（懸濁）物質の沈殿が図られるように、排水止水板を設置し、その適正な維持管理を行うこと。

□ 循環かんがいの実施

- ・ 地域内外の水質を保全するため地域内での循環かんがいを実施すること。

□ 非かんがい期における通水

- ・ 水質改善や悪臭発生防止のために、非かんがい期においてもゲート等の適正な管理等によって水路に通水すること。

□ 管理作業の省力化による水資源の保全

- ・ 管理作業を省力化し、水資源の逼迫や下流閉鎖水域の水質悪化を改善するため、末端ゲート・バルブ又は給水栓・取水口の自動化等を行うこと。

ウ 景観形成・生活環境保全

45 □ 植栽等の景観形成活動

□ 景観形成のための施設への植栽等

- ・農用地（畦畔、防風林含む）、水路、ため池、農道（路肩含む）を活用して景観を良くするために、花壇、植生土のうの設置や景観植物の植栽を行うとともに、ゴミの除去等による適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。
- ・景観形成のために、水路等に水生植物（花き等）を植栽するとともに、補植等による適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。
- ・景観形成のために、農道の歩道部分を木材チップで覆う等の活動を行うこと。

□農用地等を活用した景観形成活動

【農用地等を活用した景観形成活動】

- ・農用地等の資源が活用されて形成される良好な景観を維持、改善するため、農用地周辺の屋敷林の適正管理、廃屋（使用されなくなった農具小屋等）の撤去又は周辺景観に配慮した利活用、複数の施設の壁の同系色化等の活動を実施し、景観形成を図ること。

【農用地等を活用した景観に配慮した作付け】

- ・農用地への作物の作付け及び輪作を行う際に、農用地への景観作物の作付けや景観に配慮した輪作を行うこと。
- ・農村の景観を良好にするために、遊休農地等に景観植物等の植栽を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

46 施設等の定期的な巡回点検・清掃

- ・地域内の景観保全及び生活環境保全のために、ゴミの不法投棄防止のための巡回点検を行うこと。
- ・地域内の景観保全及び生活環境保全のために、農用地、開水路、パイプライン附帯施設、ため池、農道等の施設周辺のゴミを定期的に除去すること。
- ・地域の重要な通行の場となっている農道の除雪を行うこと。
 - ・畦畔法面の管理作業を省力化し、管理の粗放化による病虫害の増加、景観の悪化等を防止するため、法面への小段（犬走り）の設置を行うこと。

47 その他（景観形成・生活環境保全）

□農業用水の地域用水としての利用・管理

- ・農業用水を生活用水として利用するとともに、適正な利用が可能となるように利用区間の水路底やその周辺部の清掃及び適正な維持管理を行うこと。
- ・農業用水を防火用水として利用するとともに、適正な利用が可能となるように防火水槽の定期的な清掃、防火訓練への協力、水位確保のための堰板管理等を行うこと。
- ・農業用水を消流雪用に利用するとともに、その適正な利用が可能となるように降雪期前の点検、補修、及びその他期間にも適正な維持管理を行うこと。

- ・集落内にある水路を親水空間として利活用し、定期的な清掃等により、適正な維持管理を行うこと。
- ・農村の水辺空間の景観形成を図るため、非かんがい期においても、ため池に貯水すること。

□伝統的施設や農法の保全・実施

- ・はさ掛け等の伝統農法の実践を通じて農村特有の景観形成を図ること。
- ・地域に賦存する歴史的な価値のある農業施設の保全を行うこと。
 - ・景観形成のために、機械作業が不可能な棚田等の石垣法面の草刈りや補修等を適正に行うこと。

□農用地からの風塵の防止活動

- ・農用地周辺に立地する住宅等に対して、農用地からの風塵による影響を小さくするため、主として営農目的以外で農用地への植物の植栽を行い、適正な維持管理を行う等の活動を行うこと。又は、風塵防止のための並木を整備し、枝打ち等により適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

エ 水田貯留機能増進・地下水かん養

48 水田の貯留機能向上活動

- ・大雨時の水田からの排水を調節するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行うこと。
- ・大雨時の水田での貯留効果を向上させるため、畦畔の嵩上げ等を行うこと。ただし前述の排水調節の活動を行う場合に限る。
- ・大雨時に、水田への湛水による一時貯留やため池等の空容量を活用し、貯留機能を向上させるため、ゲート等の操作や排水ポンプの稼働を行うこと。

49 水田の地下水かん養機能向上活動、水源かん養林の保全

□水田の地下水かん養機能向上活動

- ・水田の持つ地下水かん養機能を発揮させるため、かんがい・防除等の営農以外の目的で水田への水張りを行うこと。又は、新たにポンプを設置し、計画に基づいた水田への湛水を行うこと。
- ・水田の持つ地下水かん養機能を効果的に発揮させるため、収穫後に耕起を行うこと。

□水源かん養林の保全

- ・地下水かん養の便益を受ける地域が上流域の地域と連携を取りながら、水源かん養林を対象にした保全活動を行うこと。

オ 資源循環

50 地域資源の活用・資源循環活動

【有機性物質のたい肥化】

- ・資源の循環を推進するために、家庭からの生ゴミ等を収集し、たい肥化を図ること。

と。

- ・資源の循環を推進するために、農業集落排水施設から発生する汚泥を収集し、たい肥化を図ること。
- ・遊休農地の解消や農地周りの活動の強化の活動の一環として発生した伐採木等のチップ化や肥料化を図ること。

【間伐材等を利用した防護柵等の適正管理】

- ・地域及び周辺で産出される間伐材を利用して設置した防護柵について、破損があった場合などには早急な対応を行うなど、適正な維持管理を行うこと。又は、新たに間伐材を利用した防護柵を設置し、維持管理すること。

【農業用水の反復利用】

- ・地域において農業用水を有効活用するために、農業用水を反復して循環的な利用を行うこと。又は、新たに排水の再利用が可能となるポンプを設置し、計画に基づいた通水を行うこと。

【小水力発電施設の適正管理】

- ・地域内にある水路に設置した小水力発電施設について、継続的に発電が可能となるような適正な維持管理を行うこと。又は、新たに発電施設を設置し、維持管理すること。又は、小水力発電の導入に向けた実験活動を行うこと。

【太陽光発電施設の適正管理】

- ・地域内にある農地やため池等の農業用施設を活用した太陽光発電施設について、継続的に発電が可能となるような適正な維持管理を行うこと。又は、新たに発電施設を設置し、維持管理すること。又は、太陽光発電の導入に向けた実験活動を行うこと。

【ため池の栄養塩放流】

- ・農業者・地域住民・漁業者等が連携して行うため池のかいぼりを行うことにより、ため池の底泥に堆積した栄養塩を放流し、豊かな海づくりとなる活動を行うこと。

3) 啓発・普及

51 啓発・普及活動

① 広報活動（パンフレット等の作成・頒布、看板設置等）、啓発活動（有識者の指導、勉強会等）に関する活動内容

広報活動

- ・農村環境保全活動に対する地域住民等の理解を深めるために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。
- ・外来種の侵入防止や駆除に対する理解を醸成する活動を行うこと。

啓発活動

- ・地域の農村環境保全のために、農村環境の各テーマに詳しい専門家の意見を伺う等、有識者の指導・助言を得ること。
- ・地域で保全する生物の種類を検討するためや、地域の水質保全計画・景観形成計

画等を策定するため等に、集落等での寄合等の場を活用した勉強会等を行うこと。

②地域住民との交流活動、学校教育、行政機関等との連携に関する活動内容

□地域住民等との交流活動

- ・活動を契機として、農村環境保全活動に対する地域住民等の関心を高めるために、地域住民等との交流活動を行うこと。
- ・地域における生物多様性保全、景観形成等への認識を高めるために、地域内の水路等でみられる生物を対象とした観察会や地域の農村環境を再点検するためのウォーキング等を行うこと。
- ・生物多様性保全への意識向上のために設置した植物等の観察路や鳥の観察台について、定期的なゴミ除去等による適正な維持管理を行うこと。又は、新たに観察路等を設置し、管理を行うこと。
- ・農村環境保全活動を実施する団体との意見交換会の開催等により、連携を図ること。
- ・地域における水田を利用した水田貯留機能増進・地下水かん養を推進していくために下流域と上流域との間での情報交換会の実施等により、連携を図ること。

□学校教育等との連携

- ・農村環境保全活動の啓発等のために、テーマに応じた出前講座や体験の場の提供等により、小中学校、高等学校、幼稚園等と連携を図ること。

□行政機関等との連携

- ・市町が田園環境整備マスタープランを策定（変更）する際に、地域における生息生物、水質等の各テーマに関する情報を提供したり、内容について意見を述べる。また、地域での活動等をマスタープランに位置づける等の連携強化を図ること。
- ・市町等が作成する広報誌について、地域における生息生物・景観等についての情報を提供したり、地域の活動実績等を投稿すること。

③地域内の規制等の取り決めに関する活動内容

□地域内の規制等の取り決め

- ・農村環境保全活動を推進していくために、規制（ルール、約束事等）について、地域の合意の下で取り決めること。

第3 資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動） 多面的機能の増進を図る活動

1 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件

活動区分	活動項目	活動要件
多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用	任意の実施とし、実施する場合は、活動項目
	53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化	
	54 地域住民による直営施工	

55 防災・減災力の強化	を選択した上で、毎年度実施するとともに、広報活動を毎年度実施する。
56 農村環境保全活動の幅広い展開	
57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	
58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	
59 地域資源を活用した都市農村交流(都道府県、市町が特に認める活動)	
60 広報活動 ※	

※広報活動については、対象農用地に要領第1の4の(8)の農業地域類型区分の「中間農業地域」若しくは「山間農業地域」が含まれる場合又は要領第1の4の(9)の8法地域に該当する場合は、実施を必ずしも求めるものではない。

2 活動の説明

52 遊休農地の有効活用

- ・地域内外からの営農者の確保、地域住民による活用、企業と連携した特産物の作付等、遊休農地の有効活用のための活動を行うこと。

53 鳥獣被害防止対策及びの環境改善活動の強化

- ・鳥獣被害防止のための対策施設の設置や管理、鳥獣緩衝帯の整備・保全管理、農地周りの藪等の伐採、農地や共同活動対象の農道、水路への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動を行うこと。

54 地域住民による直営施工

- ・農業者・地域住民が直接参加した施設補修や環境保全施設の設置、そのための技術習得等、地域住民が参加した直営施工による活動を行うこと。

55 防災・減災力の強化

- ・水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化、災害時における応急体制の整備等、地域が一体となった防災・減災力の強化のための活動を行うこと。

56 農村環境保全活動の幅広い展開

- ・農地等の環境資源としての役割を活かした、景観の形成、生態系の保全・再生等、農村環境の良好な保全に向けた幅広い活動を行うこと(地域資源の質的向上を図る共同活動において実施される農村環境保全活動に加えて、1テーマを選択し農村環境保全活動を実施する対象組織及び4に定める活動を実施する対象組織が対象)。

57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用

- ・地域の医療・福祉施設等と連携した、農村環境保全活動への参画や農業体験等を

通じた交流活動等、地域と医療・福祉施設等との連携を強化する活動を行うこと。

- ・地域内外の法人、専門家、教育機関等と連携した農村環境保全活動への参画や農業体験等を通じた交流活動等、地域資源の有するやすらぎや教育の場としての機能増進を図る活動を行うこと。

58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化

- ・農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する行事の継承等、文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資する活動を行うこと。

59 地域資源を活用した都市農村交流（都道府県、市町が特に認める活動）

- ・農地や水路・ため池等地域資源を活用して、都市住民が参画した農村環境保全活動や農業体験を通じた交流活動等、農村と都市住民との連携を強化する活動を行うこと。

60 広報活動

- ・多面的機能支払交付金の活動に対する多様な主体の参画を促進するために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。

第4 多面的機能の増進を図る活動における「農村環境保全活動の幅広い展開」

多面的機能の増進を図る活動における「農村環境保全活動の幅広い展開」の対象組織2の(3)における「農村環境保全活動の幅広い展開」の対象組織は、地域資源の質的向上を図る共同活動において実施される農村環境保全活動に加えて、当該農村環境保全活動とは異なる1テーマ以上の農村環境保全活動を選択及び実施する対象組織、又は以下の高度な保全活動を実施する対象組織とする。

(1) 農業用水の保全

ア 循環かんがいによる水質保全

□循環かんがい施設の保全等

- ・循環かんがいにより地域の河川、湖沼等の水質改善を図るために、ポンプの分解点検清掃及び循環池のゴミ・土砂の除去を行うこと。また、定期的に水質調査を行い、周辺水域への負荷の軽減効果を確認すること。

イ 浄化水路による水質保全

□水路への木炭等の設置

- ・農業用排水の水質改善を図るために、水路又はため池に水質浄化施設（木炭・れき・織布等の接触材、ヨシやガマ等の水質浄化植物等）を設置し、浄化施設の適正な維持管理（施設の清掃、植物の刈り取り）を行うこと。また、定期的に水質調査を行い、水質を確認すること。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

ウ 地下水かん養

□冬期湛水等のためのポンプ設置

- ・農業用水源としての地域の地下水をかん養するために、ポンプを設置し、かんがい・防除等の営農目的以外で、計画に基づいた水田への湛水を行うこと。

エ 持続的な水管理

□末端ゲート・バルブの自動化等

- ・管理の粗放化による溢水や水資源の逼迫等の地域の水管理に関する問題を改善するため、末端ゲート・バルブの自動化等を行うこと。

□給水栓・取水口の自動化等

- ・管理の粗放化による水資源の逼迫や閉鎖水域の水質悪化等の地域の水環境に関する問題を改善するため、給水栓・取水口の自動化等を行うこと。

(2) 農地の保全

ア 土壌流出防止

□グリーンベルト等の設置

- ・農地等からの土壌流出を防止するために、農地周辺の水路沿い等にグリーンベルト（緑地帯）等（畦畔、木柵等含む）を設置し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

□防風林の設置

- ・活動計画書に位置づけた農地において、農地等からの砂塵飛散を防止するために、農地に隣接する防風林を設置し、枝払いや草刈り、除草等の適正な維持管理を行うこと。

(3) 地域環境の保全

ア 生物多様性の回復

□水田魚道の設置

- ・地域における保全対象となる生物（魚類）やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、対象となる魚類の遡上が可能となるよう水田と排水路の間等に適切な小規模魚道を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる魚類等の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。

□水路魚道の設置

- ・地域における対象となる生物（魚類）やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、対象となる魚類の遡上が可能となるよう水路に適切な魚道を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる魚類等の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。

□生息環境向上施設の設置

- ・地域における対象となる生物（魚類等）やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、水路、遊休農地等にワンド、ビオトープ、石積み・多孔コンクリート護岸等を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる生物の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。

□生物の移動経路の確保

- ・地域における保全対象となる生物の移動経路の確保のために、対象となる野生生物を特定した上で、道路や水路を横断しやすくするような施設（水路蓋、農道下の暗渠等）を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる生物の移動経路が確保されていることについて適切にモニタリング調査を行うこと。

イ 水環境の回復

□水環境回復のための節水かんがいの導入

- ・排水の再利用等により、かんがい用水の取水量を節減し、地域の水環境の回復を図るために、排水の再利用が可能となるようポンプ等を設置し、計画に基づいた通水を行うこと。

ウ 持続的な畦畔管理

□カバープランツ（地被植物）の設置

- ・管理の粗放化による病虫害の増加、法面浸食、景観の悪化等を防止するために、カバープランツを設置し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

□法面への小段（犬走り）の設置

- ・管理の粗放化による病虫害の増加や、景観の悪化等を防止するために、法面へ小

段を設置すること。

(4) 専門家の指導

専門家による技術的指導の実施

- ・ 対象活動に関する専門的な知見又は技能を有している者の指導や助言を受け対象活動を実施すること。また、指導内容及びその反映状況を記録すること。

(別紙 3)

兵庫県 地域活動指針及び同指針に基づく要件
(資源向上活動 (施設の長寿命化のための活動))

第 1 対象施設、対象活動の項目

	活動区分	活動項目	活動要件
	施設区分		
実践活動	水路	61 水路の補修	原則として工事 1 件当たり 2 百万円未満とする。 対象組織が工事 1 件当たり 2 百万円以上の活動を実施する場合、兵庫県が定める本要綱基本方針に基づき、兵庫県又は兵庫県多面的機能発揮推進協議会が当該活動について技術的指導を行う。
		62 水路の更新等	
	農道	63 農道の補修	
		64 農道の更新等 (全幅 2.5m 以上)	
	ため池	65 ため池の補修	
		66 ため池 (附帯施設) の更新等	
	農地に係る施設	171 農用地の補修	
		172 農用地の更新等	

第 2 活動の説明

1 資源向上活動 (施設の長寿命化のための活動)

(1) 実践活動

1) 水路 (開水路、頭首工、パイプライン) に関する対象活動

61 水路の補修

① 水路本体

水路の破損部分の補修

- ・ ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊など水路の一部区間が破損している場合、破損状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

水路の老朽化部分の補修

- ・ 目地の劣化やコンクリート表面の磨耗、ひび割れ、はく離など、水路の一部区間が老朽化している場合、老朽化の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

水路側壁の嵩上げ

- ・ 水路敷きの不同沈下により溢水するといった通水機能に支障が生じている場合、水路側壁を嵩上げすることによる対策を行うこと。

U字フリューム等既設水路の再布設

- ・ 水路敷きの不同沈下により溢水や漏水、あるいは、土砂の堆積など、通水機能に支障が生じている場合、U字フリューム等既設水路の再布設による対策を行うこと。

② 附帯施設

□集水桝、分水桝の補修

- ・集水桝、分水桝の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□ゲート、ポンプの補修

- ・ゲート、ポンプの破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□安全施設の補修

- ・水路内への侵入や転落を防止するフェンスなど安全施設の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□バルブの補修

- ・バルブの破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□取水施設の補修

- ・頭首工等取水施設の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。
- ・土砂や障害物の堆積により取水機能に支障が生じている場合、取水機能を回復する適切な対策を行うこと。

□除塵施設の補修

- ・スクリーン・除塵機の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□水路法面の補修

- ・水路法面が浸食や土砂崩壊などが生じている場合、当該箇所の状況に応じた工法による補修や補強の対策を行うこと。

□水路の浚渫

- ・土砂や障害物等の堆積、植物の繁茂などにより通水機能に支障が生じており、清掃や泥上げなど日常の管理だけでは解消が困難な場合、機械等を用いて浚渫や土砂撤去などの対策を行うこと。

62 水路の更新等

① 水路本体

□素掘り水路からコンクリート水路等への更新

- ・水路法面の崩壊や土砂の堆積等による通水機能の喪失や、清掃や泥上げなどの日常管理が困難な場合、コンクリート製等の水路に更新するなどの対策を行うこと。

□水路の更新

- ・水路の一部区間において老朽化や不同沈下等による通水機能への支障が生じている場合、水路の当該区間の更新による対策を行うこと。

□水路法面の補強

- ・法面浸食や土砂崩壊などが生じている場合、当該箇所の状況に応じた工法による補強の対策を行うこと。
- ・法面の雑草管理が作業人員の減少等により管理が困難で、地域農業の継続において支障となっている場合、「カバープランツ」を設置すること。

② 附帯施設

□ゲート、ポンプの更新

- ・老朽化等により機能に支障が生じているゲート、ポンプ更新等の対策を行うこと。

□安全施設の設置

- ・水路内への転落防止や危険区域内への立入り防止等のために、新たに安全施設を設置することによる対策を行うこと。

□バルブの更新

- ・老朽化等により機能に支障が生じているバルブについて、更新による対策を行うこと。

□取水施設の更新

- ・老朽化等により取水に支障が生じている頭首工等について、更新による対策を行うこと。

□蓋の設置

- ・土砂・落葉・雪等の水路内への流入により、水路を閉塞し水路法面の破損や水路本体に影響を与える箇所新たな蓋を設置することにより対策を行うこと。

2) 農道に関する対象活動

63 農道の補修

① 農道本体

□農道路肩、農道法面の補修

- ・農道路肩、農道法面に侵食や土砂の崩壊などが生じている場合、当該箇所の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

□舗装の打換え（一部）

- ・老朽化等により農道の舗装路面の凹凸、轍、ひび割れ等がみられた場合、その一部を撤去するなどした後、新たに舗装するなどの対策を行うこと。
- ・農道の維持管理等に支障が生じ、路面の凹凸、輪だち等により車両の安全通行に著しく支障が生じている場合、路床の安定処理や路床置換等の現場状況に応じた工法により対策を行うこと。

□橋梁の床版、高欄、舗装箇所等の補修

- ・通行上、支障をきたすことのないよう、床版、舗装箇所等の補修による対策を行うこと。また、安全対策のため、高欄の補修対策を行うこと。
- ・鋼橋などの塗装が剥げ落ちるなど劣化が生じ、腐食が進むことが想定される場合に、再塗装等の補修を行うこと。

② 附帯施設

□農道側溝の補修

- ・ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊といった破損や目地の劣化、コンクリート表面の磨耗、ひび割れ、はく離等といった老朽化が生じている場合、当該箇所の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

安全施設の補修

- ・農業用通行の事故防止や一般車両抑制等、農道の長寿命化に資する注意看板や転落防止柵等簡易な安全施設に老朽化や破損が生じている場合、補修等の対策を行うこと。

64 農道の更新等

全幅 2.5m以上の農道を対象とする。

① 農道本体

未舗装農道を舗装（砂利、コンクリート、アスファルト）

- ・未舗装農道において、農道の維持管理等に支障が生じている場合、新たに路面を舗装することによる対策を行うこと。

橋梁の床版、高欄、舗装箇所等の更新

- ・老朽化等により通行に支障が生じている場合、床版、舗装箇所等の更新による対策を行うこと。また、安全対策のため、高欄の更新を行うこと。

農道法面の補強

- ・法面浸食や土砂崩壊などが生じている場合、当該箇所の状況に応じた工法による補強の対策を行うこと。
- ・法面の雑草管理が作業人員の減少等により管理が困難で、地域農業の継続において支障となっている場合、「カバープランツ」を設置すること。

② 附帯施設

側溝蓋の設置

- ・農道において、側溝に蓋がないために車両通行時に脱輪したり、農業機械の移動や作業等に伴って側溝を傷付けるなどの恐れがある場合、当該箇所に新たな蓋を設置することにより対策を行うこと。

土側溝をコンクリート側溝等に更新

- ・土側溝において、側溝法面の崩壊や土砂の堆積等による通水機能の喪失や、清掃や泥上げなどの日常管理が困難な場合、コンクリート製の側溝に更新するなどの対策を行うこと。

安全施設の設置、更新

- ・農業用通行や一般車両抑制等、農道の長寿命化に資する注意看板の設置や転落防止柵等安全施設の設置、更新を行うこと。

3) ため池に関する対象活動

65 ため池の補修

① ため池本体

洗堀箇所の補修

- ・ため池において、堤体が洗堀されている場合、当該箇所の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

漏水箇所の補修

- ・ため池において、老朽化等による堤体からの漏水等がみられた場合、当該箇所状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

② 附帯施設

□取水施設の補修

- ・ため池の縦樋、底樋、斜樋などの取水施設の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□洪水吐の補修

- ・ため池の洪水吐の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□安全施設の補修

- ・転落防止や危険区域内への立入り防止等のために設置されている安全施設の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□管理用道路の補修

- ・管理用道路に浸食や土砂崩壊などが生じている場合、当該箇所状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

66 ため池（附帯施設）の更新等

① ため池本体

□堆積土砂の浚渫

- ・池底の土砂堆積により、貯水機能又は底補の機能に支障が生じている場合、堆積土砂の浚渫を行うこと。

□ため池法面の補強

- ・法面浸食や土砂崩壊などが生じている場合、当該箇所状況に応じた工法による補強の対策を行うこと。
- ・法面の雑草管理が作業人員の減少等により管理が困難で、地域農業の継続において支障となっている場合、ため池の安全性に留意した上で「カバープランツ」を設置すること。

② 附帯施設

□ゲート、バルブの更新

- ・老朽化等により機能に支障が生じているため池のゲート、バルブの更新等の対策を行うこと。

□安全施設の設置

- ・ため池への転落防止や危険区域内への立入り防止等のために、新たに安全施設を設置することによる対策を行うこと。
- ・ため池の後法面などの長大法面で、転落・転倒など危険性から草刈りなどの日常管理に支障が生じている場合、安全対策として管理用小段等を設置すること。

□管理用通路の舗装・側溝の設置、更新

- ・路面の未舗装や側溝の未整備等により、ため池の維持管理等に支障が生じ

ている場合、路面の舗装や側溝の設置・更新等による対策を行うこと。

4) 農地に係る施設に関する対象活動

171 農用地の補修

進入路の補修

- ・ 進入路が機械等の通行に支障が出ている場合、地域の合意に基づいて、進入路の補修等を行うこと。

一筆排水柵の補修

- ・ 一筆排水柵が老朽化等により排水機能に支障が出ている場合、地域の合意に基づいて、補修等の対策を行うこと。

給水栓の補修

- ・ 一筆給水栓が老朽化等により取水機能に支障が出ている場合、地域の合意に基づいて、補修等の対策を行うこと。

鳥獣害防護柵の補修

- ・ 鳥獣害防護柵が老朽化等により防護機能に支障が出ている場合、地域の合意に基づいて、補修等の対策を行うこと。

法面管理用小段の補修

- ・ 法面管理用小段に浸食や破損などが生じている場合、地域の合意に基づいて、当該箇所状況に応じた工法による補修等を行うこと。

農用地法面の補修

- ・ 農用地法面に侵食が発見された場合、地域の合意に基づいて、補修・補強等の対策を行うこと。

172 農用地の更新等

進入路の更新

- ・ 進入路が機械等の通行に支障が出ている場合、地域の合意に基づいて、進入路の更新等の対策を行うこと。

暗渠排水の設置、更新

- ・ ほ場の著しい排水不良や湧水により、農作業環境と作物の生育環境が不良となった場合、地域の合意に基づいて、暗渠排水・湧水処理施設を設置・更新することにより対策を行うこと。ただし、暗渠排水を実施する場合は、田畑輪換を行う農地を対象とすること。

一筆排水柵の設置、更新

- ・ 一筆排水柵が老朽化等により取水機能に支障が出ている場合又は、新たに水田貯留を実施する場合、地域の合意に基づいて、更新等の対策を行うこと。

給水栓の設置、更新

- ・ 一筆給水栓が老朽化等により取水機能に支障が出ている場合、地域の合意に基づいて、更新等の対策を行うこと。

鳥獣害防護柵の設置、更新

- ・ 農作物への被害がある場合、若しくは鳥獣害防護柵が老朽化等により防護機能に

支障が出ている場合、地域の合意に基づいて、更新等の対策を行うこと。

□法面管理用小段の設置、更新

- ・草刈りなどの日常管理に支障が出ている場合、地域の合意に基づいて、管理用小段の設置・更新を行うこと。

□遊休農地の解消

- ・遊休農地が雑草や雑木の繁茂、病虫害発生、景観への悪影響等により、周辺環境に被害を及ぼす場合、遊休農地の多様な活用を図るため、地域の合意に基づいて、樹木の伐採や耕耘等必要な対策を行うこと。

□畦畔の除去

- ・遊休農地の発生を抑制するため、地域の合意に基づいて、畦畔の除去により簡易な基盤整備を行うこと。

□生態系保全施設の設置、更新

- ・農村環境に配慮するため、地域の合意に基づいて、ビオトープ・水田魚道等の生態系保全施設を設置すること。

□農用地法面の補強

- ・法面浸食や土砂崩壊などが生じている場合、地域の合意に基づいて、当該箇所の状況に応じた工法による補強の対策を行うこと。
- ・法面の雑草管理が作業人員の減少等により管理が困難で、地域農業の継続において支障となっている場合、地域の合意に基づいて「カバープランツ」を設置すること。

市町 一覧

県民局・センター	市町名
神戸	神戸市
阪神南	西宮市
阪神北	宝塚市、三田市、猪名川町
北播磨	西脇市、小野市、加西市、加東市、多可町、三木市
東播磨	明石市、加古川市、稲美町、高砂市
中播磨	姫路市、神河町、市川町、福崎町
西播磨	相生市、赤穂市、上郡町、佐用町、たつの市、宍粟市、太子町
但馬	豊岡市、香美町、新温泉町、養父市、朝来市
丹波	丹波篠山市、丹波市
淡路	淡路市、洲本市、南あわじ市
計	36市町